



平成 27 年 7 月 31 日

各 位

会 社 名 株式会社東急レクリエーション
代表者名 代表取締役社長 菅 野 信 三
(コード番号 9631 東証第 2 部)
問合せ先 経営企画室長 松 崎 秀 樹
(TEL 03-3462-8933)

和解による訴訟の解決、営業外費用および特別損失の発生に関するお知らせ

当社が、株式会社モンテローザに対して、平成 25 年 6 月 21 日付にて東京地方裁判所に提起した建物明渡請求訴訟につきましては、平成 27 年 7 月 31 日付で東京高等裁判所にて和解が成立いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 訴訟の提起から和解に至るまでの経緯

当社は、所有する建物である新宿 TOKYU MILANO の一部を、株式会社モンテローザ（以下、モンテローザ社）に居酒屋チェーン店「笑笑」店舗として賃貸しておりましたが、同建物の動員数減少、設備老朽化等による閉館を視野に入れ、契約解約につき交渉してまいりました。

しかしながら、モンテローザ社との協議が整わず、当社は平成 25 年 6 月 21 日付にて東京地方裁判所に建物明渡請求訴訟を提起いたしました。その結果、平成 27 年 3 月 6 日付で第一審判決となりましたが、当該判決を不服としたモンテローザ社は控訴したため、東京高等裁判所にて訴訟係属中でした。

当社は、今般、東京高等裁判所から和解勧告があったことを受け、その内容について慎重に検討を重ね、本件訴訟を継続した場合に要する経済的・人的コストの負担等を総合的に勘案した結果、和解による早期解決をはかることが最も合理的であると判断いたしました。

2. 和解の相手方の概要

- | | |
|------------|-------------------|
| (1) 名 称 | 株式会社モンテローザ |
| (2) 所 在 地 | 東京都新宿区歌舞伎町 1-21-1 |
| (3) 代表者の氏名 | 代表取締役会長兼社長 大神 輝博 |

3. 和解の主な内容

- (1) 平成 27 年 10 月 31 日限り、モンテローザ社は営業終了のうえ店舗を明け渡す。
- (2) 当社は、明け渡しと引換えに和解金として 260 百万円を支払う。
- (3) 訴訟費用は、各自の負担とする。

4. 営業外費用の発生

本件和解が成立したことにより、和解成立日の平成 27 年 7 月から明け渡し予定日の平成 27 年 10 月までの期間で、新宿 TOKYU MILANO の減価償却が完了するよう耐用年数を変更いたします。これにより、営業外費用の休止設備関連費用が、平成 27 年 12 月期第 3 四半期において 356 百万円、平成 27 年 12 月期第 4 四半期において 110 百万円増加する予定です。

5. 特別損失の発生

和解にともなう支払金の 260 百万円を、和解金として平成 27 年 12 月期第 3 四半期において特別損失に計上する予定です。

6. 今後の見通し

平成 27 年度通期の連結業績予想につきましては、他の要素と合わせて精査中でありますので、今後、業績予想に変更が生じる場合は、速やかに公表いたします。

以 上